

## 一般社団法人八大学工学系連合会定款施行細則

平成 27 年 3 月 27 日 制定

平成 30 年 4 月 20 日 改訂

### (目 的)

第 1 条 この細則は、一般社団法人八大学工学系連合会（以下「連合会」という。）の定款に規定する事項の細則について定める。

### (会 員)

第 2 条 連合会の会員は、総会の承認を経て会員名簿に記載された者とする。

- 2 会員の所属する組織が、廃止・転換・名称変更等を行った場合は、速やかにその旨を届け出るものとする。
- 3 平成 26 年 9 月 19 日改定の「八大学工学系連合会規約」における正会員を連合会発足当初の正会員とする。

### (会 費)

第 3 条 連合会の会費は、平成 23 年 9 月 30 日開催の八大学工学部長会議における定めにより、1 大学につき当分の間年額 2,000 千円とする。

- 2 会費は事務局からの請求に基づき指定された金融機関の口座に振り込むものとする。

### (常設会議等)

第 4 条 連合会の目的達成のため、八大学工学部長会議と八大学工学関連研究科長等会議（以下、両会議を合わせて「常設会議」という。）を開催する。

- 2 定款第 13 条に定める定時社員総会及び定款第 29 条に定める通常理事会は、常設会議と同日に開催するものとする。
- 3 常設会議は、原則として春・秋の年 2 回開催する。
- 4 八大学工学部長会議、社員総会及び理事会の議長は、連合会の会長が行う。また、八大学工学関連研究科長等会議の議長は、幹事校の代表者が行う。
- 5 常設会議の議決は、出席した会員の総意で決定するものとする。
- 6 会員は社員総会に代理人を出席させることができる。

### (会 長)

第 5 条 連合会の会長は、工学系の学部等の長が輪番で行うものとする。

- 2 会長の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 会長が任期途中で所属する組織の工学系の学部等の長を退任した場合は、後任の工学系の学部等の長を会長に選任するものとする。

- 4 前項による会長の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 5 会長が自らその職務を執行できない場合の第一職務代行者は前会長とし、前会長が代行できない場合は次期会長校の理事とする。

(役員)

- 第6条 連合会の理事は、工学系の学部等の長をもって充てることとする。
- 2 理事が任期途中で所属する組織の工学系の学部等の長を退任した場合は、後任の工学系の学部等の長を理事に選任するものとする。
  - 3 監事の選任は、次期会長の所属する組織の運営委員又は教員1名と会長の所属する組織の事務部長又は事務長とする。
  - 4 監事が任期途中で退任した場合は、会長が必要に応じて次期会長と相談の上、後任の監事を選任するものとする。

(事務局)

第7条 事務局長の任期は3年とし、再任を妨げない。

第8条 事務局は次の業務を行う。

- (1) 定款第5条に規定する会長の事業執行の補佐
  - (2) 事業計画案及び事業報告案の作成
  - (3) 予算案及び決算案の作成
  - (4) 連合会の資産管理
  - (5) 常設会議、総会、理事会及び運営委員会の開催に関する業務で、幹事校又は会長校が担当する業務以外のもの
  - (6) その他、連合会の運営に必要な業務
- 2 事務局は会長が統括する。
  - 3 職員は連合会の資産管理にあたって善良なる管理者の注意をもって処理しなければならない。
  - 4 職員は故意又は重大な過失により連合会に損害を与えた場合は、損害賠償の責めを負う。

(公印の管守責任者)

第9条 連合会の公印を管守させるため管守責任者を置く。

- 2 管守責任者は事務局長とする。
- 3 管守責任者は、公印が盗難、不正使用等がないように管守を厳重にしなければならない。
- 4 公印の紛失等があった場合は、事務局長は速やかに会長に報告するとともに、必要な措置を講じなければならない。

(公印の使用)

第10条 連合会の登記に関する手続き等に公印を使用する際は、必ず会長の承認を得る

ものとする。

- 2 前項に定めるもの以外の決裁については、事務局長が代行するものとする。

(会 計)

第 1 1 条 連合会における会計処理は、法令、本細則の他、公益法人会計基準の定めるところによる。

(会計責任者)

第 1 2 条 連合会における会計処理を適正に行うため会計責任者を置く。

- 2 会計責任者は事務局長とする。

(出納責任者)

第 1 3 条 金銭の出納、保管のため出納責任者をおく。

- 2 出納責任者は会計責任者が任命する。

第 1 4 条 出納責任者が支払いを行う時は、小口支払いを除き銀行振り込みによることとし、会計責任者の承認を得て行わなければならない。

- 2 出納責任者は、現金残高を毎日、出納帳の残高と照合しなければならない。
- 3 残高照合の結果、現金に過不足がある場合には、遅滞なくその原因を調査し、その措置について会計責任者に報告し、その指示を受けなければならない。

(旅費の支給)

第 1 5 条 連合会において、社員総会、理事会等の会議出席、その他法人の業務執行に必要な旅費交通費等の支給については、会長が別に定める。

(理事会)

第 1 6 条 定款第 3 2 条に規定する理事会の決議にあたっての議決権は、理事 1 名につき 1 個とする。ただし、大阪大学に所属する理事については、理事 1 名につき 0.5 個とする。

(職務執行状況報告)

第 1 7 条 定款第 3 4 条に規定する会長の職務執行状況報告は、事業報告及び決算報告とする。

(幹事校等)

第 1 8 条 幹事校及び会長校は、輪番で担当するものとする。

- 2 幹事校の業務は、常設会議の開催に関する日程調整、会場手配・準備、会議資料の印刷配布等とし、事務局との分担の詳細は別途定める。
- 3 会長校の業務は、運営委員会の開催に関する日程調整、会場手配・準備、会議資料の印刷配布等とし、事務局との分担の詳細は別途定める。

(定款の変更)

第19条 定款第40条に規定する定款の変更については、社員総会の総意を経て変更するものとする。

(その他)

第20条 この細則に定めるもののほか、連合会の運営に必要な事項等は、会長が定めるものとする。

(細則の改正)

第21条 この細則の改正は、社員総会の決議を経なければならない。

附 則

- 1 この細則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この改訂細則は、平成30年4月20日から施行する。